

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第15号

新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月9日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金交付要綱

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金交付要綱

令和4年11月9日

告示第15号

(通則)

第1条 令和4年度における窓口負担割合の見直しに伴う被保険者証の再交付（以下「再交付」という。）に要する郵送料に係る、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から市町村への補助については、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、再交付に係る事業に必要な費用に充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(補助金交付の対象及び補助率)

第3条 補助対象は、再交付に係る市町村の実施事務のうち、被保険者証の郵送に要する費用とし、補助率は10分の10とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、再交付に係る郵送事務が完了した時、別記様式第1号による交付申請書兼実績報告書に関係書類を添えて、広域連合長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第5条 広域連合長は、前条の規定による申請内容を精査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、別記様式第2号による補助金交付決定兼確定通知書により、市町村に通知する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長



新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証
再交付経費補助金交付申請書兼実績報告書

新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金交付要綱第4条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 補助金申請額

郵便の種類	送付件数 (①)	郵送単価 (②)	申請金額 (①×②)	備考
	件	円	円	
	件	円	円	
	件	円	円	
	件	円	円	
合計	件		円	

2 関係書類

- ・令和4年度歳入歳出予算（見込）書抄本

新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証
再交付経費補助金交付決定通知書兼確定通知書

市町村

令和 年 月 日 第 号で交付申請書兼実績報告書の提出の
あった新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金について、
次のとおり交付を決定し、交付金額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

- 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、新潟県後期高齢者医療広域連合被保険者証再交付経費補助金交付要綱（令和4年 月 日施行）（以下「交付要綱」という。）の第2条に定める事業であり、その内容は交付申請書兼実績報告書に記載のとおりである。
- 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費（総事業費）	金	円
補助金の額（決定額）	金	円
- この補助金は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 事業に係る交付申請及び実績報告は、交付要綱の第4条に定めるところにより行われなければならない。